



平成 30 年 10 月 15 日

各 位

会社名 株 式 会 社 S O U
代表者名 代表取締役社長 寄本 晋輔
(コード番号：9270 東証マザーズ)
問合せ先 社長室長 深谷 良治
(TEL. 03-4580-9983)

譲渡制限付株式報酬制度及びストックオプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 10 月 15 日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度Ⅰ」という。）及びストックオプション制度（以下、「本制度Ⅱ」という。）の導入を決議し、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱに関する議案を平成 30 年 11 月 22 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度Ⅰ及び本制度Ⅱの導入目的等

(1) 本制度Ⅰ及び本制度Ⅱの導入目的

本制度Ⅰ及び本制度Ⅱは、当社の取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式及びストックオプションとしての新株予約権を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度Ⅰ及び本制度Ⅱの導入条件

本制度Ⅰ及び本制度Ⅱは、当社の取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなり、またストックオプションとしての新株予約権を報酬として割り当てることとなるため、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱの導入は、本株主総会において、かかる金銭報酬債権を支給すること及び新株予約権を報酬として割り当てることにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、平成 29 年 11 月 24 日開催の当社第 6 回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額 3 億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 1 億円以内（うち社外取締役 2 千万円以内）として設定するとともに、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額 1 億円以内（うち社外取締役 2 千万円以内）として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度Ⅰの概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前

営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記（３）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

（２）譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 20,000 株（うち社外取締役 4,000 株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

（３）譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、その割当てを受けた日より 2 年間以上の期間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。なお本制度における譲渡制限付株式には 2 種類あり、ひとつは譲渡制限期間内に設定された業績目標の未達成などの一定の事由が生じた場合に当社が当然に無償取得する譲渡制限付株式（以下、「本割当株式Ⅰ」という。）であり、また一方は本割当株式Ⅰでない譲渡制限付株式（以下、「本割当株式Ⅱ」という。）である。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

また、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱのうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

なお、本割当株式Ⅰについては、当社は、譲渡制限期間が満了する前に業績未達成など一定の事由が生じた場合に、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱについて、当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅰの数及び譲渡制限を解除する時期並びに譲渡制限を解除する本割当株式Ⅱの数及び譲渡制限を解除する時期を、それぞれ、必要に応じて、合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる

株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、本割当株式Ⅰについては譲渡制限を解除せず、本割当株式Ⅱについては、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅱにつき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、本割当株式Ⅰについては、当該組織再編等の効力発生日より前の当社取締役会にて定める時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得し、本割当株式Ⅱについては、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式のうち、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱと同様の譲渡制限付株式を当社の幹部従業員に、また本割当株式Ⅱと同様の譲渡制限付株式を当社の従業員に対し、割り当てる予定です。

3. 本制度Ⅱの概要

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ。）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための当社取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

（2）新株予約権の総数

取締役に対して割り当てる新株予約権の総数200個（うち社外取締役40個）を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

（3）新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使するこ

とにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、割当日以降、当社が、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から8年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

以上